

資料3-1

滋賀県産業廃棄物税の審議スケジュール等



今後のスケジュール(予定)

諮問

答申

8月～9月

・答申案について

第18回(7月～8月)

(課税方式および税率について)
・産業廃棄物税の方向性について

第17回(6月)

(評価・用途について)
・産業廃棄物税の方向性について

第16回(3月29日)

・成果・課題について
・制度概要について

第15回(1月13日)

① 評価について

○排出量に応じて課税することによる総排出量への抑制効果

- ・ 税導入による総排出量への抑制効果について、どのように考えるべきか。

○再生施設へ搬入を誘導することによる再生率向上(最終処分量の削減)効果

- ・ 税制度による再生施設へ搬入を誘導することによる再生率向上の効果について、どのように考えるべきか。

② 用途について

○用途事業による排出抑制や再資源化促進、不法投棄予防等の効果

- ・ 産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策の円滑な推進を図るという目的に照らし、現在の用途事業について、どのように考えるべきか。

③ 課税方式について

○申告納付方式

- ・ 本県は、排出者責任を明確化する観点から、排出事業者による申告納付方式を採用しているが、政策誘導税制として、今後もこの方式を継続することが適切かどうか。

○免税点

- ・ 税創設当初において、免税点として年間500tが適切と考えられたが、社会経済状況の推移等を勘案し、今後もこの水準を維持することが適切かどうか。

④ 税率について

- ・ 県域を越える流通に支障がないよう他の地方公共団体との整合を図る観点から、1tあたり1,000円と定めているが、今後もこの水準を維持することが適切かどうか。

⑤ その他

- ・ 県内唯一の管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀が、令和5年10月に埋め立てを終了する状況を、今後の産業廃棄物税制を検討する上で、どのように考えるべきか。